

第31号議案 一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

<目次>		ページ
1	改正する条例	P2
2	改正する背景	P2
3	改正概要	P3～4
4	施行期日	P4
5	新旧対照表	P5～9

総 務 部

令和7年2月

## 1 改正する条例

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

## 2 改正する背景

- 少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備することが求められている。
- 令和6年5月、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を図るため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正が行われた。
- 令和6年8月、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」においても「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、このうち「超過勤務（本市の時間外勤務）の免除の対象となる子の範囲の拡大」、「仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」などについては、地方公務員についても令和7年4月1日より適用すべく条例改正など所要の措置を講じるよう通知があっていることから、本市においても職場環境の整備を行うため制度改正を行いたい。

### 3 改正概要

#### (1) 時間外勤務（国の超過勤務）の免除の見直し

職員が請求した場合に時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大する。

現行	見直し後
[子の対象範囲] ● 3歳未満の子	[子の対象範囲] ● 小学校就学前の子 <b>【拡大】</b>

#### (2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認や職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備を行い、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるようにする。

現行	見直し後
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認 <b>【新規】</b></li> <li>● 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供（職員が40歳に達した日の属する年度） <b>【新規】</b></li> <li>● 職場環境の整備（研修の実施、相談体制の整備、制度利用の事例収集及び職員への情報提供、利用促進に関する方針の周知） <b>【新規】</b></li> </ul>

※育児を行う職員に対する両立支援については、既に長崎市職員の育児休業等に関する条例第25条及び26条に同内容を規定済。

### 《介護のために利用できる制度》

名称	内容	期間
介護時間	1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める制度	連続する3年以下1日につき2時間以下
介護休暇	一定期間勤務しないことが相当であると認める制度	3回以下かつ合計6月以下の期間内
深夜勤務の制限	深夜の勤務（時間外勤務、宿日直勤務を含む。）を制限する制度	介護を必要とする期間
時間外勤務の免除	時間外勤務を免除する制度	介護を必要とする期間
時間外勤務の制限	時間外勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度	介護を必要とする期間

### 《介護のために利用できる特別休暇》

名称	事由等	期間
短期介護休暇	要介護者の世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間

## 4 施行期日

令和7年4月1日

## 5 新旧対照表

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和29年長崎市条例第31号）

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条の2　〔略〕</p> <p>2　任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3　〔略〕</p> <p>4　前3項の規定は、第13条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条の2　〔略〕</p> <p>2　任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3　〔略〕</p> <p>4　前3項の規定は、第13条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁</p>

判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が別に定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第13条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求

判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が別に定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第13条第1項に規定する要介護者のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深

をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

## 5 〔略〕

(介護休暇)

第13条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市長が別に定める者(第15条第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により市長が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市長が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

## 5 〔略〕

(介護休暇)

第13条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市長が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市長が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 〔略〕

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条 任命権者は、介護両立支援制度の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

2・3 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕



(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第 1 7 条 〔略〕

第 1 8 条 臨時の職員の勤務時間等については、第 2 条から第 1 6 条までの規定にかかわらず、任命権者が市長と協議して別に定める。

第 1 9 条 〔略〕

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 6 条の 2 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、任命権者が定めるところにより、当該請求を行うことができる。

〔新設〕

〔新設〕

第 1 5 条 〔略〕

第 1 6 条 臨時の職員の勤務時間等については、第 2 条から第 1 4 条までの規定にかかわらず、任命権者が市長と協議して別に定める。

第 1 7 条 〔略〕

〔新設〕